

宇治市健康づくり・食育アライアンス ロゴマーク使用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市健康づくり・食育アライアンス ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、ロゴマークとは、別図の基本デザインのことをいう。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宇治市健康づくり・食育アライアンス ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）を宇治市健康づくり推進課（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。販売を目的とした使用については、事務局と別途協議をすることとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市がその業務の目的で使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ及び雑誌等報道関係機関が報道及び広報の目的で使用する場合。

(使用の停止)

第4条 前条に規定する申請について、事務局が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、申請者に使用の停止を求めることができる。また、使用の停止を求められた申請者はその指示に従わなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 宇治市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他事務局長が使用について不相当と認めたとき。

2 事務局長は、第4条の規定により、申請者に使用停止を求めるときは、宇治市健康づくり・食育アライアンス ロゴマーク使用停止通知（別記様式第2号）により通知するものとする。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、健康アライアンスに加入期間中とし脱退後は速やかにロゴマークを破棄するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用申請を行い、その使用について停止を求められなかった者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した用途のみに使用すること。
- (2) 定められた形状、色等を正しく使用し、デザインの改変など無断で応用使用はしないこと。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(責任の制限)

第8条 第4条の規定によりロゴマークの使用停止を求めた場合、使用者に損害が生じても、本市及び事務局はその責めを負わない。

- 2 使用者がロゴマークのデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに事務局長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。
- 3 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、本市及び事務局は損害賠償、損失補償の責めを負わない。

(権利の設定等の禁止)

第9条 使用者は、ロゴマークについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。